

ひまわり通信

vol.30 2026 Summer



● 宮古島にて ●

目次

- 下請法から取適法へ
 弁護士 森 克 広 弁護士 佐 藤 はる な ... 2
- ご挨拶
 弁護士 チャピ クリスティア ... 9
- 事務局より ... 11

ご挨拶

代表パートナー 弁護士 古川健太郎

残暑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事務所では、本年4月、新たなメンバーとしてチャピ クリスティア 弁護士を迎え、弁護士11名体制となりましたのでご報告申し上げます。

今回は、本年1月1日から施行された「中小受託取引適正化法（通称：取適法(トリテキホウ)）」について、森弁護士と佐藤弁護士に分かりやすく解説してもらいました。皆様にかかわる法律だと考えておりますので、ぜひご一読ください。

下請法から取適法へ



弁護士 森 克 広



弁護士 佐 藤 はるな

第1 はじめに

取適法は、委託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護を目的とした法律で、特定の委託取引におけるルールを定めています。令和8年1月1日に、下請法が「取適法（トリテキ法）」（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）という名称に変更されたほか、以下の改正がなされています。

本稿では、改正内容の要点や、取適法に関するQ&A等を取りまとめました。取適法適用対象取引は比較的広範なものであるため、まずは本稿をご確認のうえ、日々の取引をブラッシュアップする機会をつくりましょう。

（なお、本稿は令和8年7月時点の情報をもとに作成しています。）

第2 取適法の概要と本改正の要点

1 用語の変更

下請代金 → 製造委託等代金

親事業者 → 委託事業者

下請事業者 → 中小受託事業者

このように、「下請」「親」の用語はなくなりました。

2 適用対象

（1）取引の種類

以下の取引が、取適法の適用対象となります。

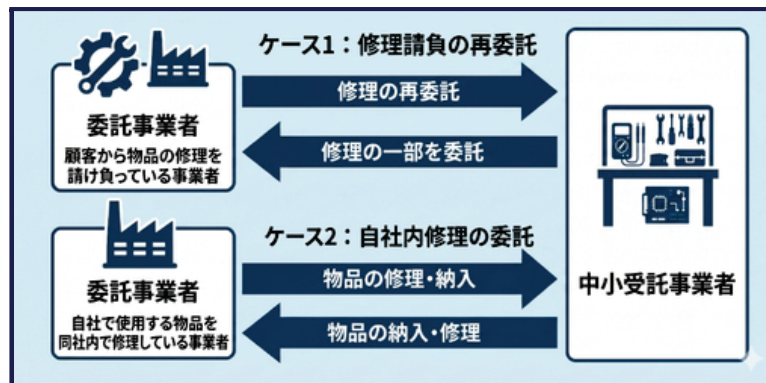
① 製造委託

自社による物品販売・製造・修理等のために必要な物品の製造や加工を委託すること



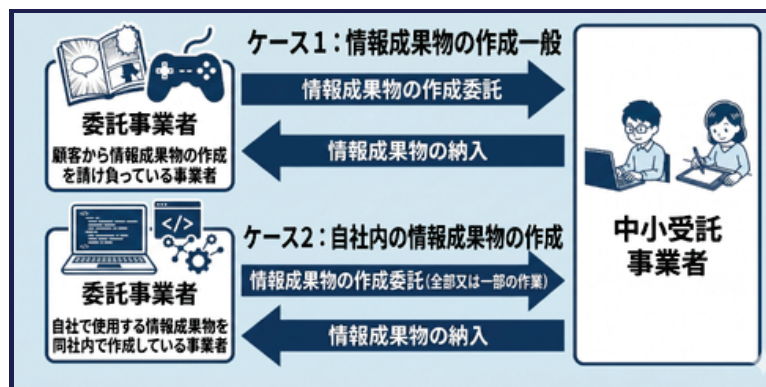
② 修理委託

物品の修理の一部又は全部を委託すること



③ 情報成果物作成委託

プログラム等（プログラム、映画、アニメ、デザイン、設計図等）の作成を委託すること



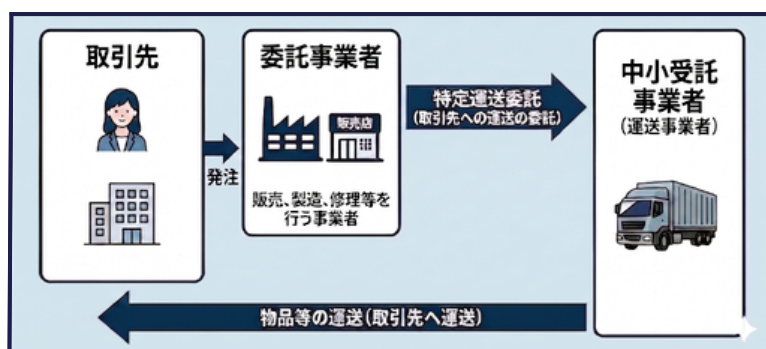
④ 役務提供委託

自社で請け負ったサービスのうちの全部又は一部を委託すること（ただし、建設業は除外）



⑤ 特定運送委託【新設！】

製造、販売等にかかる目的物の引渡しに必要な運送を委託すること



(2) 会社規模要件

((1) の取引類型に該当するときは、) 委託事業者・中小受託事業者のそれぞれの規模が以下の表に該当するかを検討することとなります。

① 情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く）

委託事業者	→	中小受託事業者	取適法
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下（個人を含む）	適用！
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む）	
【新設！】 常時使用する従業員 100 人超	→	常時使用する従業員 100 人以下（個人を含む）	
これら以外			非適用

② ①以外の委託内容

委託事業者	→	中小受託事業者	取適法
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下（個人を含む）	適用！
資本金 1 千万円超 3 億円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む）	
【新設！】 常時使用する従業員 300 人超	→	常時使用する従業員 300 人以下（個人を含む）	
これら以外			非適用

※ ①と②にかかる取引が同時になされる場合

例えば、製品の取扱説明書の内容の制作と印刷をあわせて発注する場合、制作は情報成果物作成委託、印刷は製造委託に該当します。このように、①と②の両方にかかる取引が同時になされる場合があります。

原則、取引内容ごとに会社規模要件を判断しますから、制作と印刷につき、取適法適用の有無が分かれうることとなります。もっとも、これらが一体不可分の取引として発注される場合、情報成果物作成委託又は製造委託のいずれかの会社規模要件に該当すれば、その取引全体が取適法の対象となります。すなわち、制作も印刷もいずれも取適法適用対象取引として取適法の規制に服することとなります。

したがって、取引内容についての一体性をよく吟味する必要があります。

3 禁止行為の追加

取適法上の禁止行為は次頁に記載の「委託事業者の禁止行為一覧表」のとおりです。

そして、本改正において、さらに以下の3点が禁止行為に追加されました。

(1) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

委託事業者が中小受託事業者からの代金額に関する協議に応じないことや、中小受託事業者との協議において同事業者に対して必要な説明または情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定が禁止されました。

これには、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合も含まれます。

(2) 手形払い等の制限

代金の支払手段について、手形払いは禁止されます。

その他の支払手段（電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）など）についても、支払期日までに代金の額に相当する額の金銭満額を得ることが困難なものは禁止されます。例えば、満期前決済の際に手数料を徴収される場合は、この手数料分も含めて委託事業者は中小受託事業者に対して支払わなければなりません。

(3) 中小受託事業者に振込手数料を負担させることの禁止

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から控除することは、代金の減額（取適法5条1項3号）に該当し、禁止行為となります。

委託事業者の禁止行為一覧表

禁止行為の名称	行為の概要	本稿参考箇所
受領拒否	中小受託事業者の帰責性なく、注文した物品等の受領を拒否すること。発注取消しや、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も該当。	「受領」について Q&A 3
代金の支払遅延	物品等の受領日から60日以内に定められた支払期日までに代金を支払わないこと。 物品等の検査に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければこれに該当。	改正！ 第2. 3 (2) Q&A 3
代金の減額	名目や方法、金額にかかわらず、中小受託事業者の帰責性なく、発注時に決定した代金を発注後に減額すること。	改正！ 第2. 3 (3) Q&A 2
返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること。	Q&A 4
買ったたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価（同種又は類似品等の市価）に比べ著しく低い代金を不当に定めること。	Q&A 5、6
購入・利用強制	正当な理由なく、委託事業者が指定する物（製品、原材料等）や役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。	
報復措置	中小受託事業者が行政機関に委託事業者の違反行為を知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引の数量削減・停止等の不利益な取扱いをすること。	
有償支給原材料等の対価の早期決済	委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること。	
不当な経済上の利益の提供要請	委託事業者が、自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。	Q&A 6、7
不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者の帰責性なく、発注取消し・発注内容の変更・受領後のやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者の負担する費用等を委託事業者が負担しないこと。	
協議に応じない一方的な代金決定	コスト変動等があった際、中小受託事業者からの協議要請に応じず、又は必要な説明をせず、一方的に代金を据え置き・決定すること。	改正！ 第2. 3 (1) Q&A 6

第3 取適法Q&A

取引でしばしば直面する場面において取適法上どのように対応すべきか、Q&Aにまとめました。

下のQRコードのリンクから、Q&Aをご確認ください。



【目次】

- Q1 製造委託等をしたときに必要な書類や記載事項は何ですか？ . . . 1
- Q2 発注後に代金の額を減じて良いのですか？ . . . 1
- Q3 代金の支払期限を、中小受託事業者が請求書を提出してから60日以内としています。しかし、中小受託事業者が誤った記載の請求書を提出したので、訂正と再提出を求めました。
報酬は、請求書が再提出されてから60日以内に支払えばいいのでしょうか？ . . . 4
- Q4 検収時は製品に問題がないように見受けられましたが、その後、検収では見つけれられない不具合があったことが判明しました。
このような場合、受託者に返品を求められるのでしょうか？
求められる場合、請求する期限はあるのでしょうか？ . . . 5
- Q5 中小受託事業者に依頼した製品は特注品のため、特許権や著作権などの知的財産権が発生する可能性があります。
知的財産権が発生した場合は受託事業者から譲渡してもらう予定ですが、知的財産権の代金を製造委託等にかかる代金と別に支払う必要があるのでしょうか？ . . . 7
- Q6 弊社独自に中小受託事業者向けに定めたサイバーセキュリティに関するガイドラインがあり、それを中小受託事業者にも可能な限り遵守させたいと思っています。
そこで、業務委託契約書にて、かかるガイドラインを遵守すること、適宜弊社が中小受託事業者に立入調査を含む実態調査ができること、当該調査を行うための費用を中小受託事業者を支払わせる義務を負う等の規定を定めることによって、当該ガイドラインの遵守を担保しようと考えますが、この場合にこういった問題が生じるのでしょうか？ . . . 8

Q7 部品等の製造委託にかかる中小受託事業者において型を保管させるときに留意すべき点は何ですか？ . . . 9

コラム これって建設業？－建設業のようにみえても取適法が適用されるかも！？－ . . . 10

第4 おわりに

「これまで通り」が知らないうちに取適法違反となっていることも多々あります。

本稿及び令和7年12月に送付したチラシも合わせてご確認の上、ご不明な点等は当事務所までご相談ください。

ご 挨 拶

弁護士 チャピ クリスティア

本年4月付けで八王子ひまわり法律事務所に入所いたしました チャピ クリスティアと申します。新卒で本事務所に就職いたしました。八王子やその周辺で、地元の多くの方々と知合いたいと思っております。



中学校まで

私は平成11年に山形県米沢市で、アルバニア人の両親のもとに生まれました。父親の仕事の関係で、2歳の時に京都府に、4歳の時に福岡県に、6歳の時に富山県に引っ越しました。

小学校のほとんどと中学校のすべてを過ごした富山県富山市では、夏は海水浴、冬はスキーを楽しんでいました。地元の公立小・中に通っていたため、様々な個性・背景を持つ友達に囲まれた学校生活を送りました。外国人であることから、名前や外見が目立つため、自分の知らない間に自分が有名になるという体験をしました。自己紹介をすれば、少なくとも名字はすぐに覚えていただけたのでうれしかったです。

中学校2年次には、生徒会の副会長に立候補し、全校の前で、壇上で演説をしました。当時の友達が言うには、それまで居眠りしていた生徒たちも、私が演説を始めるやいなや全員目を覚ましたとのこと。その演説で、無事副会長に当選しました。3年次には、弁論大会に出場して入賞しました。

高校

平成27年4月に、富山県立富山中部高校に入学しました。体育大会にとっても力を入れている高校で、1年生の教室にいきなり3年生の男子の先輩方が来て、大声で「走れ!」「早くしろ!」と追い立てられながら、みんなで体育館へと走ったことが懐かしく思い出されます。当時の担任の先生や部活で仲良くなった先輩とは、今でも交流があります。

父親の仕事の関係で、高校2年次から東京に引っ越すこととなり、八王子東高校に転入学しました。部員同士の風通しが良さそうであった陸上競技部に入部し、やり投げに挑戦することにしました。都選抜の標準記録にはわずかに届かなかったものの、ウェイトトレーニングの基礎を身に付け、他校の先生方との交流も生まれ、部活同期や後輩とは一生ものの友達になりました。あちこちの競技場で練習するために多摩地域を渡り歩くうちに、土地勘が身につき、多摩地域に対して愛着を持つようになりました。



大学

自分の適性を慎重に見極めてから進路を決めようと思い、平成30年4月に、三鷹市にある国際基督教大学（ICU）教養学部に入學しました。経済学、情報科学、歴史学、国際関係学、そして法学と、様々な学問に触れながら、英語での議論のしかたを学びました。早く社会に出たかったので、卒業後に企業に就職するか司法試験を受けるかについて長いあいだ悩みましたが、法律の勉強が楽しくなり、勉強を続けられそうだという確信が持てたこと、定年にとらわれず長期的に第一線で仕事をしていきたいとの思いが強かったことから、ロースクールに進学して司法試験を受けることを決めました。

目指す弁護士像

私は人付き合いが好きでマメな性格なので、仕事においても、依頼者と直接かわり、強い結びつきをつくりたいと考え、紹介のお客様を大切にしている当事務所に入所いたしました。

体力とフットワークを生かし、多摩地域の皆様にとって会いやすい弁護士をめざしています。また、外国語がかかわる案件など、自身のバックグラウンドを生かしたサービスもできるようになりたいと考えています。

新卒なので専門分野はまだありませんが、司法修習生の頃より不動産に関する事件に強い興味を持っています。

様々な挑戦意欲はありますが、まずは弁護士としての基本を徹底し、当たり前のことを確実に遂行できる力を身につけることが最優先だと考えています。

就職にあたって

就職してまだ間もないですが、事務所の皆様にあたたかく迎えられ、落ち着いて仕事ができていることに大変感謝しています。古川代表をはじめ、事務所の先輩方が時間を割いて私を育てようとしてくださっているので、謙虚な気持ちを忘れず成長してまいります。





事務局たより

— ご挨拶 —



一 昨年の4月に入所いたしました事務局の酒井と申します。

大学では法学部に所属していたため、学んだことを活かせる仕事をしたいと考え、法律事務所に入所いたしました。

初めのころは分からないことも多くあり、手探り状態でしたが、社会人も3年目となり、おかげさまで日々の業務にもだいに慣れてきました。

学生時代はコロナ禍だったこともあり、授業がオンラインになったり、旅行が制限されていたり、自分の思うような活動をするのが難しい面がありました。

そのような制限がとれた今、仕事においても私生活においても新しいことに日々挑戦し、経験を積んでいきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

一 昨年10月に入所いたしました、事務局の渡邊と申します。

入所から一定の期間が経ち、日々の業務にも少しずつ慣れてまいりましたが、このたび改めてご挨拶を申し上げる機会をいただきました。

私は一般企業での勤務を経た後、港区の法律事務所にて約8年間にわたり、相続や成年後見事件を中心とした事務局業務に携わってまいりました。

ご縁をいただき、地元にも近く、また高校時代を過ごした思い出深い八王子の地で勤務させていただくこととなり、大変嬉しく感じております。これまでの経験を活かしながらも、こちらの事務所では新たに学ばせていただくことも多く、日々研鑽を重ねております。

地域の皆さまのお役に立てるよう、今後もより一層精進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



はじめまして。6月に入所いたしました事務局の平野と申します。

私は生まれも育ちも八王子で、名前は多賀神社で（いくつかの候補から消去法で！）名付けてもらったそうです。結婚を機に相模原へ移りましたが、縁あって再び大好きな八王子で働くことができ、大変うれしく思っております。

これまでライフステージの変化に伴い、戸別訪問営業から電子基板工場や物流センターの事務、税理士補助など様々な業種を経験してまいりました。法律関係の仕事は全くの初めてですが、これからまた新しい知識を覚えていけることに今からとてもワクワクしています。

地元の皆様のお役に立てるよう精一杯努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ACCESS

八王子ひまわり法律事務所



〒192-0046

東京都八王子市明神町2丁目27番6号
文秀ビル5階

京王線「京王八王子駅」から徒歩1分

JR「八王子駅」から徒歩5分

TEL: 042-646-2468

FAX: 042-643-2451

- ・弁護士：古川 健太郎
- ・弁護士：真野 祥一
- ・弁護士：佐藤 はるな
- ・弁護士：大山 晃平
- ・弁護士：森 克広
- ・弁護士：チャピ クリスティア
- ・弁護士：石井 廣子
- ・弁護士：和田 邦政

小金井ひまわり法律事務所



〒184-0004

東京都小金井市本町6丁目2番30号
SOCOLA武蔵小金井クロス3階
(ソコラ)

JR中央線「武蔵小金井駅」から徒歩3分

TEL: 042-401-2727

FAX: 042-401-2563

- ・弁護士：真野 文恵
- ・弁護士：鶴田 彬光
- ・弁護士：中島 麻子